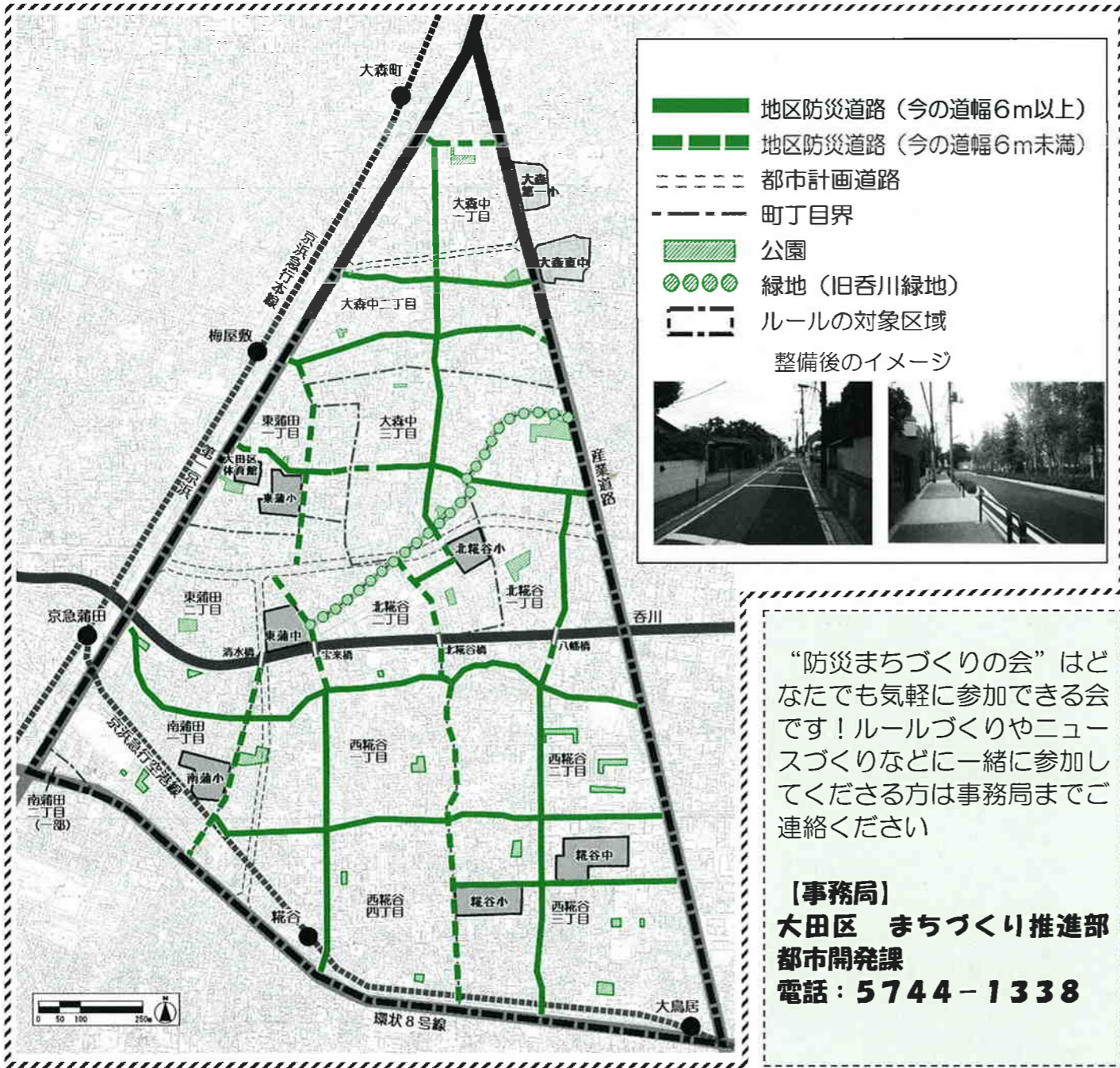


◆ ルールの対象区域と地区防災道路の位置



- 地区防災道路 (今の道幅6m以上)
  - 地区防災道路 (今の道幅6m未満)
  - 都市計画道路
  - - - 町丁目界
  - 公園
  - 緑地 (旧呑川緑地)
  - ルールの対象区域
- 整備後のイメージ



“防災まちづくりの会”はどなたでも気軽に参加できる会です！ルールづくりやニュースづくりなどに一緒に参加して下さる方は事務局までご連絡ください

**【事務局】**  
大田区 まちづくり推進部  
都市開発課  
電話：5744-1338



# 大森中・蒲田・糺谷地区 防災まちづくりニュース No21

平成21年2月

発行・編集：大森中・蒲田・糺谷地区防災まちづくりの会「さんかく隊」  
事務局：大田区 まちづくり推進部 都市開発課 TEL.5744-1338

## まちづくりルールを提案します！

防災まちづくりの会では、「子や孫の代まで、地域の人安心して住みつけられるまち」となるよう、まちづくりのルールを検討しています。

昨年度に呑川から北側のエリアについてのアンケートでいただいたご意見を踏まえ、今年度は呑川から南側についてもルールづくりについて話し合いました。

今回のニュースでは、地区全体のルール案について提案するとともに、ご意見をお伺いするためのアンケート調査を実施します。

ぜひみなさまのご意見をお寄せくださいますようお願いいたします。



### ◆◆平成20年度の取組み◆◆

- ・ **防災上重要な道路（地区防災道路）の位置**  
⇒現在幅員が6m以上またはそれに近い幅員の道路について指定することを検討しました。
- ・ **建物用途や色彩等に関するルール**  
⇒まちづくりの観点から、地区にふさわしくない用途の建物等を制限するようなルールを検討しました。
- ・ **呑川以南の地区でのルール**  
⇒呑川以南の地区（南蒲田・西糺谷地区）について、呑川以北の地区と基本的に同じという考えに基づきルールを検討しました。



## ごあいさつ 「まちづくりルールに関するアンケートにご協力を！」 副会長 田中将之

私たち“防災まちづくりの会”は、長年にわたり私たちの住むまちが災害に強く、将来ともに安心して住めるまちづくりを目指し「まちづくりルール」について種々検討してまいりましたが、ルールづくりもいよいよ最終局面を迎えつつあります。

しかしながら、この問題は、多くの方々の個人財産に関わる大きな問題であり、安易に決定できることではありません。今後とも、より多くの皆様方のご意見をいただき、大多数の皆様のご理解をいただけるようなルールづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、皆様の様々なご意見を事務局までお寄せいただけますようお願い申し上げます。

**編集後記**

「防災まちづくりニュース」は今号で第21号の発行となります。年2回地区内のご家庭のポストに配布していますが、読んでいただけるまでが難しいのが現実です。地域の町会・自治会、各種団体から参加していただいている会員の方々ともまちづくりについて話し合い、その内容や行事などについてニュースを通じてお知らせしています。配布され、気付かれた際には、是非、手にとって読んでいただけることを願っています。

(広報 女ヶ澤 幸子)

- 大森中・蒲田・糺谷地区  
防災まちづくりの会 構成団体**
- 左記の団体からの代表と公募住民の57名の会員で活動しています。
- |           |            |
|-----------|------------|
| 川端自治会     | 東蒲田二丁目南町会  |
| 大森山谷自治会   | 南蒲田一丁目自治会  |
| 大森町自治会    | 南蒲田二丁目町内会  |
| 本宿町会      | 南蒲田三丁目町会   |
| 大森中八幡自治会  |            |
| 大森堀之内自治会  | 大森第一小学校PTA |
| 北糺谷一丁目町会  | 北糺谷小学校PTA  |
| 西糺谷二丁目町会  | 糺谷小学校PTA   |
| 西糺谷三丁目町会  | 東蒲田小学校PTA  |
| 西糺谷四丁目町会  | 南蒲田小学校PTA  |
| 東蒲田一丁目自治会 | 大森東中学校PTA  |
| 東蒲田二丁目町会  | 糺谷中学校PTA   |
| 東蒲田三丁目町会  | 糺谷中学校PTA   |
| 東蒲田四丁目町会  | 公募住民       |



子や孫に引き継ぐべきまちは…

○安全で安心して暮らせるまち

…火災が発生しても燃え広がらない  
いざというとき安全に逃げられる

○良好で快適に暮らせるまち

…建て詰まりのないゆとりあるまちなみ  
緑などうるおいのあるまちなみ

実現に向けて

燃えにくく暮らしやすいまちを目指して

提案1) 建物を燃えにくい構造にするルール

提案2) 家と家との間隔を空けるルール

安全で快適な道路づくりを目指して

提案5) 地区防災道路の防災性を向上させるルール

提案3) 敷地規模の最低限度を定めるルール

提案4) 建物の用途・意匠に関するルール

提案6) ブロック塀ではなく生垣などにするルール



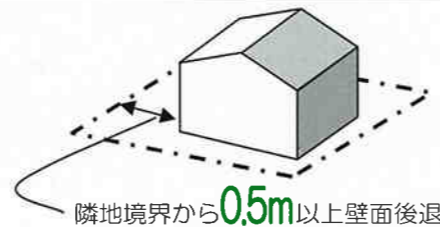
提案1 建替える際に建物を燃えにくい構造（耐火または準耐火構造）にする

・火災が発生しても燃え広がらないようにするため、新たに家を建てる又は建替える際には、燃えにくい構造に建替えを行うことを提案します。

【幹線道路沿道の地域】 (環状八号線・産業道路・第一京浜国道沿道から30mの範囲)	【幹線道沿道以外の地域】	
高さ7m以上 階数2以下かつ 延面積100㎡以下	延面積500㎡以下	準耐火造または耐火造の建物
階数3以上または 延面積100㎡超	延面積500㎡超	耐火造の建物

提案2 家と家との間隔を空ける

・火災が発生しても燃え広がらないようにするため、また、新たな建て詰まりを防止するため、新たに家を建てる又は建替える際には、隣り合う家の間隔を50cm(0.5m)以上空けることを提案します。【住居地区で】



提案3 新たに敷地分割する際の敷地の最低限度を定める

・無秩序なミニ開発による建て詰まりを防止するため、新たに敷地を分割する際には、敷地の最低限度を定めることを提案します。

【住居地区】	【その他の地区】
敷地面積の規模：60㎡以上	敷地面積の規模：55㎡以上

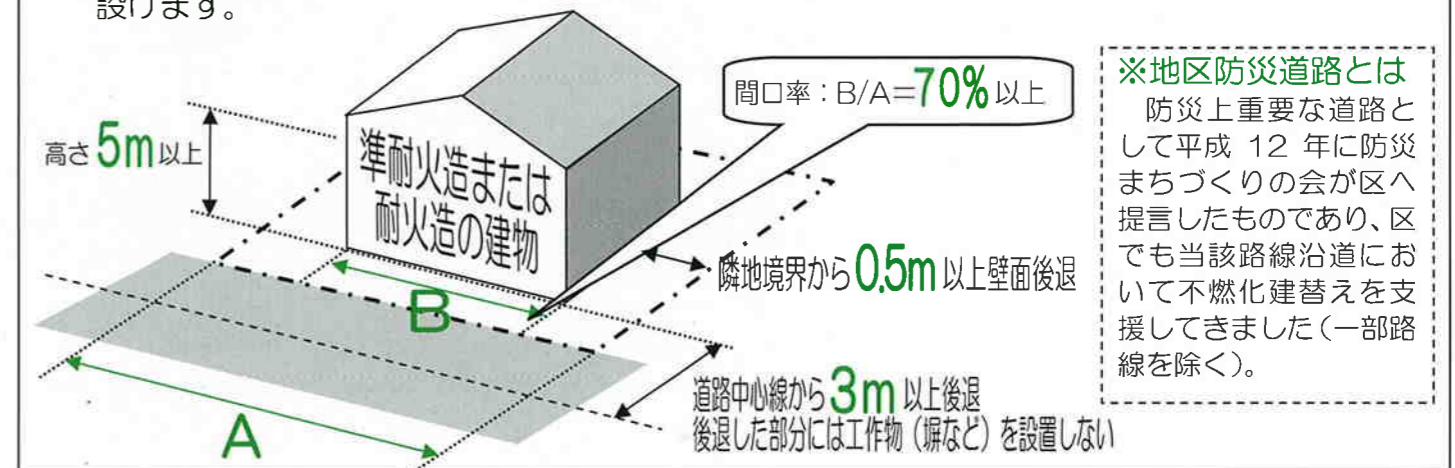
提案4 地区にふさわしくない用途・色彩等の建物を制限する

・現在の住環境を維持していくために、新たに建築する際には、周囲と調和しない建物用途や色の使用を制限することを提案します。



提案5 地区防災道路の防災性を向上させる

・災害時の避難路の確保、延焼火災の防止、消火・救援といった災害時の活動を円滑に進める空間の確保のため、地区内に地区防災道路を定め、防災性を向上することを提案します。  
①消防活動や救援活動を円滑に行うため、6m以上の道路空間を確保します。  
②安全な避難路の確保のため、地区防災道路沿道の建物については、構造制限や高さの制限等設けます。



提案6 道路に面する塀はブロック塀ではなく生垣やフェンスとする

・地震発生時におけるブロック塀倒壊の防止や道路閉塞を防ぐため、道路に面する塀については生垣、花壇またはフェンスとすることを提案します。

◆アンケートにご協力お願いします◆

○今回示したルール案について、あなたのお考えに一番近いものを選び、添付したハガキの各設問に○印を付けてお答えください。

○回答いただいたハガキは、切手を貼らずに郵便ポストへ投函してください。

締切：平成21年3月6日(金)